

授業科目名	交通事故賠償論	期別	後期	授業形態	講義
担当者名	佐野 誠	単位数	2	開講年次	2

#### 授業科目の概要

この授業では、交通事故の損害賠償を取り上げる。近年、交通事故の発生件数自体は頭打ちになってきているが、依然として実務法曹の業務、特に弁護士業務の中で交通事故案件の占める割合は大きい。

一方で、交通事故損害賠償実務では、民法、自賠法、保険法などの実定法規定のみならず、判例実務によって確立されてきた慣習法ともいべき各種基準が重要な役割を果たしている。このため、法科大学院の法律基本科目における授業内容だけではただちに交通事故賠償に関する弁護士業務に対応することは困難である。そこで、本授業では、交通事故損害賠償の基礎理論から具体的な紛争処理までを取り上げて、実務的アプローチを行う。

#### 到達目標

交通事故損害賠償に関する基本的な法知識を身につけた上で、具体的な賠償実務、紛争処理にある程度まで対応できるようになることを目標とする。

#### 成績評価基準および方法

成績評価は、到達目標を基準として絶対評価で行う。

定期試験は行わず、討論での発言など授業における取り組み状況（50%）、レポートなどのアサインメント（50%）により成績を評価する。

#### テキストおよび参考文献

テキストは使用せず、レジュメを配布する。

なお、以下のケースブックを使用する。

新美育文＝山本豊＝古笛恵子編『交通事故判例百選（第5版）』（有斐閣、2017、ISBN978-4-641-11533-0、2,500円＋税）

#### 履修上の留意点、準備学習等（事前・事後学習）

レポートのアサインメントを課すので、期限までに提出すること。

事前学習：事前配布のレジュメおよびケースブックの判例を読んてくること（1時間程度を想定）。

事後学習：授業内で指摘した重要点を反芻し、必要に応じて参考文献等に当たること（1時間程度を想定）。

#### 授業計画および内容等

第1回	交通事故賠償の概要	交通事故の現状 交通事故の発生から紛争処理までの流れ 交通事故紛争の解決方法
第2回	責任論①	民法上の責任と運行供用者責任 過失の意義 交通事故における共同不法行為
第3回	責任論②	運行供用者責任①（運行の意義、運行供用者の意義と範囲）
第4回	責任論③	運行供用者責任②（共同運行供用者の他人性）

第5回	責任論④	運行供用者責任③（自動運転化と運行供用者責任）
第6回	損害論①	損害の意義、分類等
第7回	損害論②	逸失利益の算定
第8回	損害論③	定期金賠償論 過失相殺
第9回	損害論④	因果関係論（素因減額、PTSD、低髄液圧症候群等）
第10回	損害論⑤	損害賠償額の国際比較 物的損害
第11回	保険論①	自動車人身事故被害者救済制度における自動車事故の位置づけ
第12回	保険論②	自賠責保険、政府保障事業
第13回	保険論③	任意保険の商品構成
第14回	保険論④	人身損害に対する任意保険（対人賠償責任保険、人身傷害保険、搭乗者傷害保険、自損事故保険）
第15回	保険論⑤	物的損害に対する任意保険（対物賠償責任保険、車両保険）
<b>関連 URL</b>		
<b>備考欄</b>		